

「財務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の  
推進に関する対応指針（改正案）」に対する意見の募集について

令和 5 年 8 月 25 日

財 務 省

## 1 意見募集の目的

財務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（以下「対応指針」という。）については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）において、主務大臣は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に即して定めることとされています。この度、基本方針が改正（令和 5 年 3 月 14 日閣議決定）されたことから、対応指針の改正案を取りまとめました。

つきましては、以下のとおり、広く国民の皆様の御意見を募集いたします。

## 2 意見募集の対象

財務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（改正案）（別紙参照）

## 3 意見提出期間

令和 5 年 8 月 25 日（金） ～ 令和 5 年 9 月 24 日（日）

## 4 意見提出方法

御意見は、理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

なお、電話での受付は行いませんので、御了承願います。

### （１）インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov） パブリックコメント意見提出フォーム

### （２）電子メールの場合

「pabukome.suishin※mof.go.jp」宛に送付してください。

※ 迷惑メール防止のため、「@」を「※」と表記しております。送信の際には、「※」を「@」（半角）に変更してください。

### （３）郵送の場合（締切日当日消印有効）

〒100-8940 東京都千代田区霞が関 3-1-1 財務省大臣官房総合政策課政策推進室 宛

### （４）ファクシミリの場合（締切日必着）

ファクシミリ番号：03-5251-2163

送信先：財務省大臣官房総合政策課政策推進室 宛

## 5 注意事項

- (1) 提出いただく御意見は、日本語に限ります。
- (2) 御意見を提出していただく場合は、以下の事項を御記載ください。(様式任意)

### 【記載事項】

- ・ 件名「財務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（改正案）に関する意見」
  - ・ 氏名（法人の場合は、法人名及び連絡担当者名）
  - ・ 年齢
  - ・ 所属等
  - ・ 意見（理由も含め、御意見が 500 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。）
- (3) 電子メールの場合、メールの件名を「財務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（改正案）に関する意見」としてください。
  - (4) 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力、電子政府の総合窓口（e-Gov）のパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いします。
  - (5) 郵送の場合、封筒表面に「財務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（改正案）に関する意見」と朱書きしてください。
  - (6) 御意見に対し、個別の回答は行いません。
  - (7) 施策一般に関する御意見や他省庁の対応指針案に関する御意見は、この意見募集の対象ではありません。
  - (8) 御意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、公表させていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
  - (9) 個人情報の保護については、適正な管理を行うとともに、他の用途には使用いたしません。

財務省所管事業分野における障害を理由とする差別の  
解消の推進に関する対応指針（改正案）の概要について

1. 改正の趣旨

財務省では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に即して、財務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（以下「対応指針」という。）を制定しているが、今般、基本方針が改正（令和5年3月14日閣議決定）されたことから、対応指針について所要の改正を行うもの。

2. 主な改正内容

- （1）基本方針の改正により、「事業者による合理的配慮の提供義務化」が実施されることから、合理的配慮について「努めなければならない」から「しなければならない」に改正
- （2）事業者・行政機関等が合理的配慮を行うため、不特定多数の障害者向けに事前的改善措置を行う「環境の整備」について新たに明示
- （3）財務省所管事業分野に係る相談窓口について、財務省の所管事業分野ごとに担当窓口を明示
- （4）例示の追加
  - イ 「正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例」について4例を追加
  - ロ 「正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例」について3例を追加
  - ハ 「合理的配慮に該当すると考えられる物理的環境への配慮の例」について3例を追加
  - ニ 「合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例」、「合理的配慮の提供義務違反に該当しないと考えられる例」及び「合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例」を新たに追加

3. 施行日

令和6年4月1日

以上